

別記第 6 号様式（第 12 条関係）

地域貢献活動計画書

令和 6 年 8 月 15 日

北海道知事 鈴木 直道 様

提出者

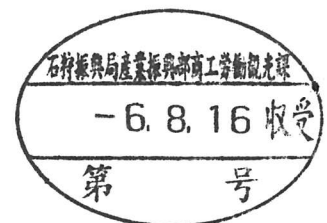
株式会社アズマエンタープライズ
東京都千代田区有楽町一丁目 5 番 1 号
代表取締役 青井 修

北海道地域商業の活性化に関する条例第 25 条第 1 項（附則第 4 項）の規定により、
次のとおり地域貢献活動計画書を提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	(仮称)ヤマダデンキテックランドNew札幌北33条店
所在地	札幌市北区北33条西5丁目120番1 外
敷地面積	8,808㎡
店舗面積の合計	9,920㎡
延べ床面積	16,767㎡
主要（出店予定）小売店舗	株式会社ヤマダデンキ
その他の（出店予定）小売店舗	－
小売店舗以外の施設の種類	－
集客予定区域（市町村）	札幌市



2 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組
1 地域との連携推進			
(1)地域振興等の取組への協力	①札幌市などより、公的な地域づくりについて協力要請があれば検討します。	随時	①要請があれば協力を検討
(2)リサイクル対策の推進	①家電リサイクル法に基づく対象商品は、適切な引取・運搬を行います。 ②店舗から排出される廃棄物は分別収集・保管を行い、リサイクル可能なものは専門業者へ処理を委託します。 ③プリンターのインクカートリッジの回収箱を設置し、リサイクル業者へ処理を委託します。	通年	④実施 ②実施 ③実施
2 地域基盤の形成・維持			
(1)地域や道内からの雇用の推進と安定的雇用の確保	①従業員の採用にあたっては、地元の方を優先に雇用します。 ②安定的雇用の確保にあたっては、正社員へ刀法する制度があります。	随時 随時	①検討 ①検討
(2)ゆとりある勤労者生活の確保	①元旦については店舗を休業します。	毎年	④実施
(3)地域防犯活動等への協力	①防犯カメラの設置による防犯対策の実施 ②機械警備による夜間防犯体制の実施 ③商品に万引き防止のタグを付けます。	通年 通年 通年	①各所に設置 ②各所に設置 ③実施
3 まちづくりへの協力			
(1)地域における魅力ある景観形成への配慮	①行政上の指導に基づき、地区の景観に配慮した店舗とする ②出店地域の緑化活動並びに文化・社会振興への還元事業	随時 随時	①行政と協議を行う ②行政と協議を行う
(2)環境美化対策の実施	①ゴミ分別処理の実施 ②包装・容器の削減	通年 通年	④実施予定 ②簡易包装の実施
4 その他			
(1)エネルギー対策の実施	①空調機器はデマンドコントロール機器を導入します。 ②照明設備は調光可能な機器を導入します。 ③店舗内でのLED照明機器、太陽光発電パネル等の販売を通じて、省エネルギー対策機器を普及します。	随時 通年	④設置 ②設置 ③実施
(2)子ども、高齢者、障害者等への配慮	①ユニバーサルデザインに基づいた多目的トイレの設置	通年	④設置

3 地域貢献活動の担当者

所属名	株式会社ヤマダホールディングス
職・氏名	開発本部 東日本店舗開発部 西里 功一
電話番号等	027-345-8804

<担当者連絡先>

所属名	株式会社ヤマダホールディングス
職・氏名	開発本部 東日本店舗開発部 西里 功一
電話番号	027-345-8804
電子メールアドレス	nishizato.kouichi@yamada-denki.jp

- 注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。
- 2 「2 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。